

資料6 チラシ等レイアウト

至急納付してください

あなたが支払うべき自動車税は、納期限を既に経過していますが、未だに納付されていません。下記期限までに必ず納付してください。

履行期限 令和 8 年 8 月 17 日 (月)

履行期限までに納付がない場合には、地方税法及び国税徴収法に基づき、

あなたの財産・収入を差し押さえます。

財産・収入（給与・年金・売掛金・預貯金・自動車・保険金等）の調査・
差し押にあたっては事前の通知をしません。また、調査・差し押等の際に生じ
た一切の不利益等につきましては、対応しかねますので、ご承知おきくだ
さい。

※この催告書は、送付時点で完納が確認できていないすべての方にお送りしていますので、
本状と行き違いで納付された場合はご容赦ください。

〈お問い合わせ先〉

香川県県税事務所 納税部 滞納整理課

電話：０８７－８０６－０３２２

差 押 予 告

あなたが支払うべき自動車税は、納期限を既に経過しており、これまで再三にわたり納付を求めてきましたが、未だに納付されていません。

香川県は「**滞納を許さない**」という方針の下、すでに納税されている方々との公平を期するため、下記期限までに納付がない場合には、地方税法及び国税徴収法に基づき、

ただちにあなたの財産・収入を差し押さえます。

履行期限 令和8年10月8日(木)

財産・収入（給与・年金・売掛金・預貯金・保険金・自動車等）の調査・差押にあたり、**事前の通知をしません。**また、調査・差押等の際に生じた一切の不利益等につきましては、**対応しかねますので、ご承知おください。**

〔例〕・勤務先や取引先に給与や売掛金の支払状況について照会し、給与等を差し押さえ、取り立てます。

- ・自動車を差し押さえ、タイヤロックをして使用できなくしたり、搬出したりします。
納付がなければ、差し押さえた自動車を売却（公売）します。
- ・自宅等を「搜索」し、発見した財産を売却（公売）します。



差 押 売 却 搜 索

※この催告書は、送付時点で完納が確認できていないすべての方にお送りしていますので、本状と行き違いでご納付されていた場合はご容赦ください。

香川県県税事務所 納税部 滞納整理課(電話:087-806-0322)

KVC33C
R8.8

個人事業税の納付は口座振替をご利用ください

便利!!

金融機関に納付に向く
必要がなく便利です。

確実!!

納期毎に口座振替され、納め
忘れがなく確実です。

簡単!!

一度手続きすれば、自動継続
されるので簡単です。

◇申込方法 ← 申込みも簡単!!

- ・ 口座振替依頼書（専用はがき）に必要事項を記入、押印のうえ郵送してください。
※金融機関へは直接提出しないでください。
- ・ 金融機関へ提出いただく従来からの口座振替依頼書も、これまでどおり使用できます。

◇申込みの日と振替開始時期

口座振替依頼書（専用はがき）での申込みの日によって振替開始時期が異なりますので、ご注意ください。

本年度定期課税第1期（令和8年8月31日納期限）については、振替になりません。
納付書での納付をお願いします。

申込みの日	振替開始（定期課税分）
本年度（8年度） 定期課税通知到着～ 令和8年9月末日 （必着）	本年度（8年度）定期課税第2期（令和8年11月30日納期限）振替分から ※第2期分について口座振替のご案内はいたしません。指定口座からの振替となりますので、令和8年11月27日までに残高をご確認ください。
令和8年10月1日～ 令和9年6月末日 （必着）	次年度（9年度）定期課税第1期（令和9年8月31日納期限）振替分から ※本年度（8年度）定期課税第2期（令和8年11月30日納期限）分については、納付書での納付をお願いします。

- ・ 月末・月初めに申込みされた場合の振替開始月については、県税事務所にお尋ねください。
- ・ 次年度の定期課税からは、8月中旬頃に口座振替のご案内（口座振替用納税通知書）を郵送します。

◇領収済証明書について

- ・ 令和元年度口座振替分から領収済証明書の送付を廃止しました。
- ・ お手数ですが通帳記入によりご確認いただきますようお願いいたします。

◇口座振替ができなかった場合について

- ・ 預金不足などの理由で口座振替ができなかった場合は、第1期分については9月上旬に、第2期分については12月上旬に納付書を郵送しますので、指定の納付場所で納めてください。

◇還付金について

- ・ 還付金が発生した場合は、原則として口座振替の口座に振り込みます。
※納税準備預金口座には振り込みできません。

《お問い合わせ先》（土日・祝日は除く 午前 8:30 ～午後 5:15 まで）
香川県県税事務所事業税課 ☎ 087-806-0310（直通）

《 個人事業者の皆様へ 》

個人事業税は事業を営む個人の方に対して課される県の税金です。

／ 納 め る 人

県内に事務所、事業所を設けて事業を行っている個人の方で、一定額以上の所得のある方です。

ただし、事務所又は事業所を設けないで行う事業については、住所又は居所を事務所又は事業所とみなします。

◇一定額以上の所得とは、事業主除額（290万円／年）を超える所得金額のことです。
→事業主除額参照

／ 課税の対象となる事業と税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業 製造業 運送取扱業 印刷業 料理店業 問屋業 遊覧所業 案内業 保険業 電気供給業 船舶定係場業 出版業 飲食店業 両替業 商品取引業 冠婚葬祭業 金銭貸付業 土石採取業 倉庫業 写真業 周旋業 公衆浴場業（サウナなど） 不動産売買業 物品貸付業 電気通信事業 駐車場業 席貸業 代理業 演劇興行業 広告業 不動産貸付業 運送業 請負業 旅館業 旅行業 遊技場業 興信所業	5%
第2種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うもの以外のもの）	4%
第3種事業	医業 司法書士業 公認会計士業 不動産鑑定業 クリーニング業 土地家屋調査士業 歯科医業 行政書士業 計理士行 デザイン業 公衆浴場業（銭湯） 薬剤師業 公証人業 社会保険労務士業 諸芸師匠業 歯科衛生士業 海事代理士業 獣医業 弁理士業 コンサルタント業 理容業 歯科技工士業 印刷製版業 弁護士業 税理士業 設計監督者業 測量士業	5%
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業 装飾師業	3%

／ 納 め る 額

課税される所得金額（総収入金額から必要経費（事業専従者控除を含む）と事業主除額を控除した額）に税率を乗じた額が、納めていただく個人事業税になります。

◇例えば……第1・3種事業で税率5%の場合

総収入金額：700万円

	事業所得等の金額 400万円	
必要経費 （売上原価、経費、専従者控除等） 300万円	事業主除額 290万円	課税所得 110万円
		5% → 個人事業税額 55,000円

- ◇所得税で青色申告をした方の青色申告特別控除（65万円、55万円又は10万円）は、個人事業税では適用がありません。
- ◇個人事業税の納税額は、所得税法上経費として認められます。

／ 事業主控除

事業主控除額は、年**290万円**です。

- ◇年途中で事業を新たに始めた場合、又は廃業した場合には、事業を行った月数で月割りした額を事業主控除として控除します。

／ 各種控除

次の控除があります。

事業専従者控除

損失の繰越控除（青色申告者のみ）

被災事業用資産の損失の繰越控除

事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除

／ 申告

所得税の確定申告（申告期限：3月15日）をした方は、個人事業税の申告をする必要はありません。

- ◇個人事業税は、税務署（国）で課税される所得税（国税）をもとに、香川県県税事務所（県）で課税される地方税です。

／ 納税

- ◇所得税の修正申告、更正・決定が行われた場合等には、納税通知書に記載された納期限までに納付してください。
- ◇口座振替をお申出の方で、口座を廃止しようとする場合、口座振替の取扱いを取りやめようとする場合又はお申出の預金口座の内容を変更しようとする場合は、廃止又は変更をしようとする月の前々月の末日までに、取扱いの金融機関又は香川県県税事務所において必要な手続をおとりください。

／ 災害などによる減免

- ◇不幸にも台風や火災などの災害を被られた方には、災害の発生の日以後に到来する納期限についての個人事業税が、**納期限の5日前までに申請されたときに限り**、全部又は一部が減免になる場合があります。詳しくは、香川県県税事務所にお尋ねください。

お知らせ

eL-QRがある納付書は、QRコードを利用して、

① スマホ決済アプリでのお支払い

② 地方税お支払いサイトでのお支払い（クレジットカード・口座振替など）ができます。

※クレジットカードは手数料が必要です。また、口座振替は事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。

※QRコードは欄デンソーウェブの登録商標です。



より詳しい説明はこちら

↑チラシ2と重複部分

《 個人事業税・Q & A 》

事業を廃業（法人化）したのですが…

事業を廃業した場合は、その年の1月1日から廃業の日までの所得に対して、課税されます。法人化した場合でも同様です。

どんな場合に不動産貸付業・駐車場業とされるのですか？

個人事業税における不動産貸付業・駐車場業とは、次の認定基準に該当する規模の貸付けを行っている場合をいいます。

不動産貸付業の認定基準

不動産の種類		認定基準
建物	住宅	一戸建 貸付可能棟数が10棟以上
		上記以外 貸付可能室数が10室以上（アパート、マンション等）
	住宅以外の建物	一戸建 貸付可能棟数が5棟以上
		上記以外 貸付可能室数が10室以上（貸ビル、テナント等）
土地	住宅用	貸付契約件数が10件以上またはその総面積が2,000㎡以上
	上記以外	貸付契約件数が10件以上
混合貸付（種類の異なる不動産の貸付）		貸付可能不動産の室数、棟数または貸付契約件数の合計が10以上
その他		上記の建物または混合貸付の基準を満たさない場合でも、次のすべての基準を満たす場合 ・貸付不動産収入の年額が、 800万円以上 ・貸付不動産（土地を除く）の延べ床面積が 500㎡以上 ・貸付数等が、上記の建物または混合貸付の基準の 2分の1以上

駐車場業の認定基準

駐車場の種類	認定基準
建築物である駐車場 （立体駐車場、地下駐車場、屋根付駐車場など）	収納可能台数に関係なくすべて課税対象
上記以外（青空駐車場）	収納可能台数が10台以上

令和8年度定期課税から、年税額が1万円を超える場合、第1期分に加えて、第2期分の納付書もお送りさせていただいております。
第2期分から口座振替を希望される場合、県税事務所へのお申し込みが、令和8年9月30日（水）を過ぎますと、第2期分については振替になりませんので、同封の納付書での納付をお願いします。

↑チラシ3の内容を付け加える

郵便はがき



差出有効期限
令和8年8月
31日まで

760-8790

225

高松市松島町一丁目17番28号

香川県県税事務所
事業税課 行



約 定

- 私が納付すべき個人事業税について、県から貴金融機関に通知される個人事業税の金額に基づき指定預金口座から当該金額を引落しのうえ、県へ納税してください。
- 預金の払出手続については、当座勘定約定書、預金規定又は納税準備預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出、預金通帳及び預金払戻請求書の提出などいたしませんので、貴金融機関所定の方法で処理してください。
- 指定預金口座の残高が振替日において県に納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく振替の取りやめ等、貴金融機関が適当と認める方法で処理してください。
- この引落しに関する貴金融機関及び香川県県税事務所からの領収証書は不要です。
- この口座振替契約は、貴金融機関又は県が必要と認めたときは解約されても異議はありません。

※金融機関へは直接提出しないでください。
(香川県県税事務所事業税課へ郵送してください。)

KVM06H R7.6

◆申込手続きは…

裏面の記載例を参考に香川県税預金口座振替依頼書（はがき）に必要事項を記入の上、切手を貼らずにお近くのポストに入れてください。なお、提出に当たっては、裏面の記載例をはがし、ミシン目より折り曲げて、貼り合わせてください。

※納税義務者本人名義の口座をご記入ください。

※金融機関へは直接提出しないでください。

※(香川県県税事務所事業税課へ郵送してください。)

◆口座振替に関する注意事項

口座振替依頼書（はがき）での申込みの日によって振替開始時期が異なりますので、ご注意ください。

本年度定期課税第1期(令和7年9月1日納期限)については、振替になりません。同封の納付書での納付をお願いします。

申込みの日	振替開始（定期課税分）
本年度(7年度)定期課税通知到着 ～ 令和7年9月末日(必着)	本年度(7年度)定期課税第2期(令和7年12月1日納期限)振替分から ※ <u>第2期分について口座振替のご案内はいたしません。指定口座からの振替となりますので、令和7年11月28日までに残高をご確認ください。</u>
令和7年10月1日 ～ 令和8年6月末日(必着)	次年度(8年度)定期課税第1期(令和8年8月31日納期限)振替分から ※ <u>本年度(7年度)定期課税第2期(令和7年12月1日納期限)分については、納付書での納付をお願いします。</u>

※申込みの日から2か月以降に納期限が到来する随時課税分についても、振替が行われます。

◆口座振替の取扱いができる金融機関は…

全国の店舗で取扱いできる金融機関

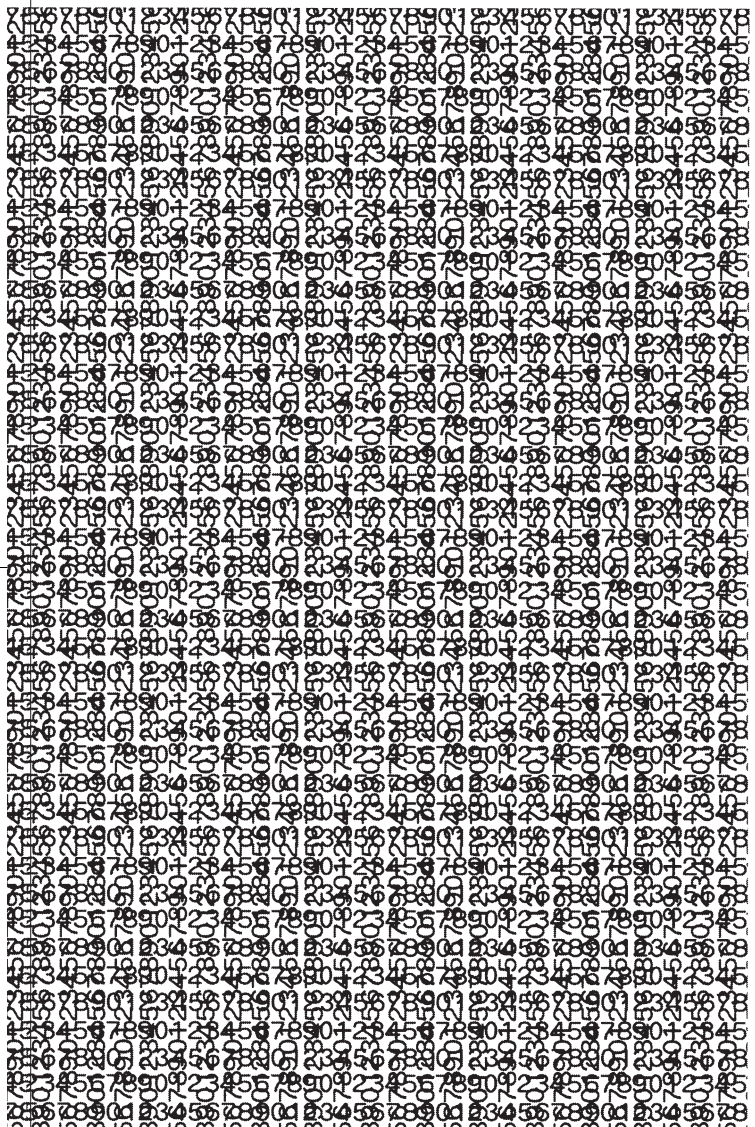
百十四銀行（本支店・出張所）、みずほ銀行（本支店・出張所）

香川県内の店舗で取扱いできる金融機関

香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三井住友信託銀行及び三菱UFJ銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信漁連

※ゆうちょ銀行・郵便局では取扱いできません。

〈お問合せ先〉香川県県税事務所 事業税課
TEL 087-806-0310



香川県税預金口座振替依頼書

(個人事業税用)

取扱金融機関 御中

令和 年 月 日

納 税 義 務 者	住 所	郵便番号(-)	
	氏 名	フリガナ	
		生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日	
	屋号	電話番号 (日中連絡可能なもの) () -	

私が納付すべき県税(個人事業税)を、口座振替の方法で納付したいので、約定事項を誓約のうえ下記のとおり依頼します。

(納 税 義 務 者 本 人 名 義 に 限 る)	名 義 人	フリガナ	預金取引印			
			㊞			
	金融機関名	店舗名	金融機関コード	店舗コード		
	種 別	普通 当座 納税準備	口座番号 (右づめ)			
口座振替税目		個人事業税				
振 替 日	県が指定する日	振替金額	県が指定する金額			

取扱店承認欄	令和 年 月 日	検
所在地		印
名 称	㊞	印鑑照合
不承認理由 1 口座名義人相違 2 口座番号相違 3 印鑑(相違・不鮮明) 4 解約・口座なし 5 その他()		

＜ご注意＞ この面をはがし、折り目（ミシン目）より折って
貼り合わせて提出してください。

記 載 例

香川県税預金口座振替依頼書

（個人事業税用）

取扱金融機関 御中

令和 7 年 4 月 1 日

フリガナを記入してください。

（屋号が入っても可）納税義務者本人名義の口座に限ります。

口座振替により納付する個人事業税の
納税義務者名を記入してください。

納 税 義 務 者	住 所	郵便番号 (760 - 8570)	
	高松市番町 4 丁目 1 - 10		
	フリガナ	カ ガ ワ ハ ナ コ	
	氏 名	香 川 花 子	
	生年月日	(明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平)	45 年 8 月 8 日
	屋号	電話番号 (日中連絡可能なもの)	
	香川商店	(087) 831 - 1111	

私が納付すべき県税（個人事業税）を、口座振替の方法で納付したいので、約定事項を誓約のうえ
下記のとおり依頼します。

(納税義務者本人名義に限る)	名 義 人	フリガナ	カ ガ ワ ハ ナ コ		預金取引印
	香 川 花 子			(香)	
指定預金口座	金融機関名	店舗名		金融機関コード	店舗コード
	高松銀行	番町支店			
種 別	普通 当座 納税準備	口座番号 (右づめ)	1	2	3
			4	5	6
口座振替税目	個人事業税				
振 替 日	県が指定する日	振替金額	県が指定する金額		

指定口座の取引印を押してください。

＜注 意！＞

- ・口座振替依頼書に記載の名義人、口座番号、取引印は間違いありませんか？
- ・記載内容に不備があった場合、再提出が必要となり、振替開始時期が遅れることがあります。
- ・記載内容に間違いなければ、この面をはがし、ミシン目より折り曲げて貼り合わせてから、ポストに入れてください。

ここからはがしてください。→

自動車税減免の継続について（本人による運転）

身体障害者本人（以下「本人」）が所有し運転する自動車で、前年度に自動車税の減免を受けたものについて、次年度以降の自動車税は、申請事項に変更がない限り、継続して減免の取り扱いをすることになっています。

自動車税納税通知書について

本来の自動車税額が減免額を超えている方には、納税通知書を送付しています。

納付について

- ① 同封した納税通知書の「確定欄」に0円以外の金額の記載があり、納付書が同封されている場合は、本来の自動車税額が減免額を超えているため、同封の納付書で納付してください。
- ② 同封した減額通知書の「確定欄」が0円となっており、納付書が同封されていない場合は、納付の必要はありません。

県税事務所自動車税課へ届出が必要な事項

本年4月1日現在において、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更がある場合は、変更の内容によっては、改めて納期限の5日前までに減免申請書を提出いただく必要があります。

※4月1日時点で

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①本人がお亡くなりになった。 | ②身体障害者手帳の返納・等級変更 |
| ③運転免許証の返納・失効・取消・停止 | ④住所・氏名変更 |
| ⑤本人がこの自動車を運転しない | ⑥減免を受ける車両の変更 |

などにより、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更がある場合は、令和〇年〇月〇日までに、必ず下記までご連絡をいただきますようお願いいたします。ご連絡が遅くなり、期限内に減免申請書の提出ができなかった場合、減免を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。また、変更の内容によっては減免の対象外となり、減免が受けられない場合もあります。

注意事項

- ① 自動車の買い替え等により、別に自動車で減免を受けるには、新たに減免申請が必要です。
自動車の登録前にお問い合わせください。
- ② 減免申請書の提出期限後に、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更があり、減免の対象とならない事実が判明した場合、今年度の自動車税について、減免を受けることができません。

納付方法・納付場所について

※※ 減免上限超過額がある方のみ ※※

以下のいずれかの方法で納付できます。

【キャッシュレスでの納付方法】

※キャッシュレス納付については、領収証書が発行されません。

①スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のe L-Q Rを読み取ることで、納付できます。e L-Q Rに対応するスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

②地方税お支払サイト

地方税お支払サイトのホームページからクレジットカード(手数料別途必要)やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。

③P a y-e a s y (ペイジー)

P a y-e a s y が利用できない金融機関もありますので、各金融機関に確認してください。

(現金での納付)

④金融機関・香川県県税事務所

⑤全国のコンビニエンスストア

⑥MMK設置店

⑤、⑥で使用できるのはバーコード印刷があるものに限りです。

【納付場所】

■金融機関

○全国の百十四銀行、みずほ銀行

○全国のゆうちょ銀行、郵便局

○香川県内の各銀行(あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く)、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信漁連

○上記のほか、全国のe L-Q Rに対応する金融機関

※全国のe L-Q Rに対応する金融機関については、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

■全国のコンビニエンスストア (50音順)

くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブンイレブン

タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア

ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／

ヤマザキスペシャルパートナーシップ／マザキデイリーストア／ローソン

■香川県県税事務所総務課(高松市松島町一丁目17番28号)

T E L 087 (806) 0304～0306

香川県県税事務所 自動車税課
高松市番町一丁目17番28号
電話(087)806-0314

自動車税減免の継続について（構造減免）**構造減免について**

社会福祉法人又は個人事業者が自動車をその定款又は寄付行為等で定める身体障害者等を対象とした事業の用に供することにより自動車税の減免の承認を受けた場合は、申請事項に変更を生じない限り、自動車税の減免を継続します。ただし、3年に一度程度、現況確認調査を行いますので、ご協力をお願いします。

事業用以外の身体障害者等の用に供することにより減免された場合は、毎年、減免（継続）の申請手続きが必要です。4月上旬に送付した継続申請書にご記入いただき、申請期限までに提出してください。

申請期限までに提出がない場合は、減免を継続することができませんので、ご注意ください。

変更などがあったとき

申請事項に変更がある場合は届出が必要です。

- 例・自動車の所有者、使用者に変更がある場合
- ・自動車の構造が申請時と異なることとなった場合
 - ・利用する身体障害者等の状況が変更になる場合
 - ・対象とする事業を廃止した場合

※納税義務者等に変更がある場合は、新たに減免申請が必要になります。

減免要件を満たさなくなった場合は、納税が必要となりますので、必ず当事務所へご連絡ください。

納税証明書について

運輸支局のシステムで自動車税の納付状況を確認できるようになったため、**原則として車検時の納税証明書の交付を受ける必要はありません。**

香川県県税事務所 自動車税課
高松市番町一丁目17番28号
電話（087）806－0314

自動車税の減免申請について

必ずお読みください

減免申請は毎年必要です。

- ① 同封の減免申請書（継続用）に記入し、点線以下の「自動車使用目的等証明（確認）」欄に証明機関の証明を必ずもらってください。証明印の押印もれにご注意ください。
証明依頼先：通院→病院、通学→学校・幼稚園、通所→施設、通勤→勤務先、
一時帰省→病院・施設、生業・日常生活→民生委員
- ② ハガキの宛先面（表面）下部の「申請者」欄に記入をお願いします。平日昼間の連絡先をご記入ください。
- ③ 申請期限までに届くようにお早めにご提出ください。（5月27日必着）
期限までに提出がない場合は減免を継続することができません。
郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ④ 住所、氏名、運転者、障害等級に変更がある場合は、別途書類の提出をお願いすることになりますので、「香川県電子申請・届出システム」からご提出いただくか、県税事務所までご連絡ください。



※本人死亡や障害等級の変更等による要件の喪失により減免申請をしない場合は、ハガキの宛先面（表面）最下部の枠内のみご記入ください。

注意事項

この減免申請の案内後、納税通知書が届きます。減免継続の予定で減免申請書（継続用）をご提出いただき、減免の継続が承認されれば納付の必要はありません。ただし、減免の上限額を超える額がある方は納税通知書に同封している納付書で納期限までにお支払いください。継続承認通知書は6月下旬に送付予定です。

納期限から6月中旬までの間及び減免上限額を超える額を納付した後すぐに車検を受ける方は、納税証明書の交付が必要となりますので、香川県県税事務所までお問い合わせください。

記載面保護シール

- 返信用はがきに必要事項を記入してください
- 返信用はがきを切り取り線に沿って切り取ってください
- 返信用はがきにこのシールを貼ってください
- 返信用はがきは期限までに必ずご返送ください

≡ キリトリ ≡

おもて面【申請者欄等】保護シール

KVJ0US
R8.3

自動車税減免の継続について（家族等による運転）

身体障害者本人（身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）が所有し、身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車については、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更がない限り、継続して減免の取り扱いをすることになっています。

自動車税納税通知書について

本来の自動車税額が減免額を超えている方には、納税通知書を送付しています。

納付について

- ① 同封した納税通知書の「確定欄」に 0 円以外の金額の記載があり、納付書が同封されている場合は、本来の自動車税額が減免額を超えているため、同封の納付書で納付してください。
- ② 同封した減額通知書の「確定欄」が 0 円となっており、納付書が同封されていない場合は、納付の必要はありません。

県税事務所自動車税課へ届出が必要な事項

本年 4 月 1 日現在において、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更がある場合は、改めて納期限の 5 日前までに減免申請書を提出いただく必要があります。

※ 4 月 1 日時点で

- | | |
|--------------------|------------------|
| ①障害者がお亡くなりになった。 | ②運転者の変更 |
| ③障害者又は運転者の住所・氏名の変更 | ④身体障害者手帳・返納や等級変更 |
| ⑤卒業や退職等による使用目的の変更 | ⑥減免を受ける車両の変更 |

などにより、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更がある場合は、令和〇年〇月〇日までに、必ず下記までご連絡をいただきますようお願いいたします。ご連絡が遅くなり、期限内に減免申請書の提出ができなかった場合、減免を受けられなくなりますので、ご注意ください。また、変更の内容によっては減免の対象外となり、減免が受けられない場合もあります。

注意事項

- ① 自動車の買い替え等により、別に自動車で減免を受けるには、新たに減免申請が必要です。自動車の登録前にお問い合わせください。
- ② 減免申請書の提出期限後に、先に提出いただいた「減免対象自動車の現況確認書」の内容に変更があり、減免の対象とならない事実が判明した場合、今年度の自動車税について、減免をうけることができなくなります。

納付方法・納付場所について

※※ 減免上限超過額がある方のみ ※※

以下のいずれかの方法で納付できます。

【キャッシュレスでの納付方法】

※キャッシュレス納付については、領収証書が発行されません。

①スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面のe L-Q Rを読み取ることで、納付できます。e L-Q Rに対応するスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

②地方税お支払サイト

地方税お支払サイトのホームページからクレジットカード（手数料別途必要）やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。

③P a y-e a s y（ペイジー）

P a y-e a s yが利用できない金融機関もありますので、各金融機関に確認してください。（現金での納付）

④金融機関・香川県県税事務所

⑤全国のコンビニエンスストア

⑥MMK設置店

⑤、⑥で使用できるのはバーコード印刷があるものに限りです。

【納付場所】

■金融機関

○全国の百十四銀行、みずほ銀行

○全国のゆうちょ銀行、郵便局

○香川県内の各銀行（あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行及び三井住友信託銀行を除く）、各信用金庫、県信用組合、労働金庫、県信連及び県農協、西日本信漁連

○上記のほか、全国のe L-Q Rに対応する金融機関

※全国のe L-Q Rに対応する金融機関については、地方税お支払サイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

■全国のコンビニエンスストア（50音順）

くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブンイレブン

タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア

ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／

ヤマザキスペシャルパートナーシップ／マザキデイリーストア／ローソン

■香川県県税事務所総務課（高松市松島町一丁目17番28号）

T E L 087（806）0304～0306

香川県県税事務所 自動車税課
高松市番町一丁目17番28号
電話（087）806-0314

身体障害者等に対する自動車税(種別割)減免の現況確認について

身体障害者本人が所有し運転する自動車は、当初減免申請した内容から変更がない限り、自動で継続いたします。
そのため、変更がないか定期的に書面調査を行っています。

同封のはがき「身体障害者等に対する自動車税(種別割)減免現況確認書(令和7年度)」を令和7年8月29日(金)までに香川県県税事務所自動車税課へご返送ください。

なお、香川県電子・届出システムを利用してオンラインでも回答ができます。 オンラインでの回答はこちら→
確認後、減免継続予定の方には、令和8年5月上旬に継続予定通知を納税通知書に同封して送付いたします。



注 意 事 項

- * 回答内容により資料の提出を依頼する場合があります。(等級変更後の障害者手帳のコピー等)
- * 回答期限までに回答がない、又は回答に不備がある場合、来年度の減免はできません。
- * 4月1日時点で減免要件を満たしていない場合、その年度の減免は受けられません。
- * 今回の調査時に減免要件を満たしていても、令和8年4月1日時点で減免要件を満たしていない場合、令和8年度は減免を受けることができません。
- * 提出後、状況が変わった場合、速やかに香川県県税事務所自動車税課までご連絡ください。
例) 本人が運転をしなくなった、車検が切れた、障害等級が変わった、自動車を買替える予定 等
- * 回答内容の確認のためご連絡する場合がありますので、平日昼間の連絡先をご記入ください。

KVJ2UC
R7.6

記載面保護シール

- 返信用はがきに必要事項を記入してください
- 返信用はがきを切り取り線に沿って切り取ってください
- 返信用はがきにこのシールを貼ってください
- 返信用はがきは期限までに必ずご返送ください

令和7年度 自動車税 (種別割) についてのお知らせ

自動車税 (種別割) は、4月1日現在の所有者 (割賦販売の場合は使用者) に課税されます。
年度途中で車を譲渡、売却、抹消登録した場合も、4月1日現在の所有者に納税義務があります。

自動車税 (種別割) の税額等について

税額は、**納税通知書の「税額」欄に記載**されています。

乗用車以外の税率 (年額) は
こちら [……………▶▶](#)



(参考) 乗用車の税率 (年額)

※自動車検査証の「初度登録年月」(初回新規登録年月)に応じて、適用される標準税率が異なります。

車種区分			自家用				営業用		
			標準① ～R1.9.30	標準② R1.10.1～	軽課 概ね75%軽減	重課 概ね15%加重	標準	軽課	重課 概ね15%加重
乗用車	排気量	1.0ℓ以下	29,500	25,000	6,500	33,900	7,500		8,600
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500	30,500	8,000	39,600	8,500		9,700
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500	36,000	9,000	45,400	9,500		10,900
		2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000	43,500	11,000	51,700	13,800		15,800
		2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000	50,000	12,500	58,600	15,700		18,000
		3.0ℓ超3.5ℓ以下	58,000	57,000	14,500	66,700	17,900		20,500
		3.5ℓ超4.0ℓ以下	66,500	65,500	16,500	76,400	20,500		23,500
		4.0ℓ超4.5ℓ以下	76,500	75,500	19,000	87,900	23,600		27,100
		4.5ℓ超6.0ℓ以下	88,000	87,000	22,000	101,200	27,200		31,200
		6.0ℓ超	111,000	110,000	27,500	127,600	40,700		46,800
	電気		29,500	25,000	6,500	—	7,500	2,000	—

なお、自動車税のグリーン化特例の適用により、下記のとおり、税率が軽減 (軽課) または加重 (重課) される場合があります。昨年度と税額が異なる場合は、ご確認ください。

税率が軽減 (軽課) される自動車

… 排出ガス性能及び燃費性の優れた自動車

初回新規登録の**翌年度のみ適用**されます。なお、翌々年度からは標準税率となります。

対象車 … 電気・燃料電池・天然ガス (他条件あり)・プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率から概ね75%軽減

※営業用の場合、別途、対象となる場合があります。詳細は右記QRコードをご覧ください。……………▶▶



税率が加重 (重課) される自動車

… 初回新規登録から一定年数を経過した自動車 (※)

ガソリン車、LPG車 … 初回新規登録が**平成24年3月31日以前** } 標準税率に概ね15%加重

ディーゼル車 … 初回新規登録が**平成26年3月31日以前** } (バス、トラックは概ね10%)

※電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外

4月1日以降に抹消登録をした場合

抹消登録をした月の翌月以降の月数に応じて、自動車税 (種別割) が減額されます。

既に自動車税を納付している場合、別途、差額分の還付 (※) をご案内します (原則、抹消登録の翌月末頃)。

※百十四銀行の窓口で現金受取。口座振込をご希望の場合は、**抹消登録をした翌月10日までにご連絡ください。**

身体障害者等減免制度について

申請期限 **令和7年5月28日 (水)**

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方で、一定の条件を満たす場合は、申請により自動車税の減免を受けることができます。

なお、車を乗り換えた場合、減免は自動継続されません。再申請が必要です。

詳細は、自動車税課までお問い合わせいただくか、右記QRコードをご覧ください。……………▶▶



納付方法・納付場所について

納期限

令和7年6月2日(月)

eL-QRのキャッシュレス納付なら、いつでもどこでも簡単便利に納付できます。

なお、納税証明書や領収書が必要な場合は、④の方法で納付してください。

- 1 スマートフォン決済アプリ …… ご自身で納税通知書のeL-QRを読み取って納付。
読み取り対応アプリは、地方税お支払サイトの「よくある質問」をご確認ください。
利用方法・支払方法等の詳細は各アプリ事業者のホームページ等でご確認ください
- 2 地方税お支払サイト …… **クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)**等を利用できます。※クレジットカードは別途システム利用料が必要。
詳細はこちら (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) ……
- 3 Pay-easy(ペイジー) …… 対応する金融機関ATMやインターネットバンキングで納付。
- 4 現金 …… 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、MMK設置店の窓口またはレジ、香川県県税事務所(高松市松島町一丁目17番28号)の窓口で納付。
お取り扱い金融機関等は納税通知書の裏面をご確認ください。
- 5 口座振替(※) …… **今年度の新規でのご利用はできません。(令和7年度分の受付は終了)**
※上記②でご利用できる口座振替(ダイレクト方式)と異なり、毎年口座から自動引落されます。



令和8年度から新規で上記⑤の口座振替をご希望の場合

事前にお申し込みが必要です。口座振替をご希望の場合は、**【令和8年2月末まで】**に、口座(本人名義に限る)のある県内の金融機関(※)に、預金通帳と届出印をご持参のうえ、お申し込みください。

なお、自動車を複数台所有している場合、**すべての自動車(軽自動車を除く)が口座振替となります。**

また、口座の変更や口座振替の停止をご希望の場合も、金融機関でお手続きをお願いします。

※ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行及び商工中金を除く。

※百十四銀行及びみずほ銀行は、県外支店も可

継続検査用(車検用)の納税証明書について

車検時に継続検査用(車検用)の**納税証明書は、原則不要です(※)**。

ただし、**納付後すぐ(概ね2週間以内)に車検を受ける場合は、納税証明書(納税通知書下部の右端)の提示が必要**となりますので、現金での納付(上記④の方法)をお願いします。

※運輸支局のシステムにより、電子データで、各都道府県での納税状況等を確認しています。(全国共通)

10月からは、減免等により納付が不要な車も含め、インターネット上で本県の自動車税の納税状況(車検の受検可否)を確認できるシステムも開設予定です。

納税通知書の送付先(納税者の氏名・住所)に変更がある場合

納税者の氏名・住所に変更がある場合、同封のはがきにご記入のうえ返送してください。

なお、電子申請(右記QRコードを読み取り)(※)でも申請を受け付けています。……………

※パソコンから申請する場合は、インターネットで「【香川県】電子申請・届出メニュー」を検索のうえ

①「手続き申込」画面 → ②手続名「納税者住所等変更届(自動車税)」を選択の順でご申請ください。



お問い合わせ先(8:30~17:15 土日、祝日除く)

香川県県税事務所 高松市松島町一丁目17番28号 香川県高松合同庁舎内

○自動車税の課税・身障減免に関すること(自動車税課(松島町))

TEL : 087-806-0314

○自動車税の納付・還付に関すること(総務課管理担当)

TEL : 087-806-0304、0305

○自動車登録時の事務に関すること(自動車税課(鬼無町))

TEL : 087-881-3858

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

令和7年度 自動車税(種別割) についてのお知らせ

この納税通知書は、**住所変更等の事情で当初の通知書が届かなかった方**にお送りするものです。

自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。

年度途中で車を譲渡、売却、抹消登録した場合も、4月1日現在の所有者に納税義務があります。

自動車税(種別割)の税額等について

税額は、**納税通知書の「税額」欄に記載**されています。

乗用車以外の税率(年額)は
こちら [▶▶](#)



(参考) 乗用車の税率(年額)

※自動車検査証の「初度登録年月」(初回新規登録年月)に応じて、適用される標準税率が異なります。

車種区分			自家用				営業用		
			標準① ~R1.9.30	標準② R1.10.1~	軽課 概ね75%軽減	重課 概ね15%加重	標準	軽課	重課 概ね15%加重
乗用車	排気量	1.0ℓ以下	29,500	25,000	6,500	33,900	7,500	概ね 75%または 50%軽減	8,600
		1.0ℓ超1.5ℓ以下	34,500	30,500	8,000	39,600	8,500		9,700
		1.5ℓ超2.0ℓ以下	39,500	36,000	9,000	45,400	9,500		10,900
		2.0ℓ超2.5ℓ以下	45,000	43,500	11,000	51,700	13,800		15,800
		2.5ℓ超3.0ℓ以下	51,000	50,000	12,500	58,600	15,700		18,000
		3.0ℓ超3.5ℓ以下	58,000	57,000	14,500	66,700	17,900		20,500
		3.5ℓ超4.0ℓ以下	66,500	65,500	16,500	76,400	20,500		23,500
		4.0ℓ超4.5ℓ以下	76,500	75,500	19,000	87,900	23,600		27,100
		4.5ℓ超6.0ℓ以下	88,000	87,000	22,000	101,200	27,200		31,200
		6.0ℓ超	111,000	110,000	27,500	127,600	40,700		46,800
乗用車	電気		29,500	25,000	6,500	—	7,500	2,000	—

なお、自動車税のグリーン化特例の適用により、下記のとおり、税率が軽減(軽課)または加重(重課)される場合があります。昨年度と税額が異なる場合は、ご確認ください。

税率が軽減(軽課)される自動車

… 排出ガス性能及び燃費性の優れた自動車

初回新規登録の**翌年度のみ適用**されます。なお、翌々年度からは標準税率となります。

対象車 … 電気・燃料電池・天然ガス(他条件あり)・プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率から概ね75%軽減

※営業用の場合、別途、対象となる場合があります。詳細は右記QRコードをご覧ください。 [▶▶](#)



税率が加重(重課)される自動車

… 初回新規登録から一定年数を経過した自動車(※)

ガソリン車、LPG車 … 初回新規登録が**平成24年3月31日以前** } 標準税率に概ね15%加重

ディーゼル車 … 初回新規登録が**平成26年3月31日以前** } (バス、トラックは概ね10%)

※電気・燃料電池・天然ガス・メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外

4月1日以降に抹消登録をした場合

抹消登録をした月の翌月以降の月数に応じて、自動車税(種別割)が減額されます。

既に自動車税を納付している場合、別途、差額分の還付(※)をご案内します(原則、抹消登録の翌月末頃)。

※百十四銀行の窓口で現金受取。口座振込をご希望の場合は、**抹消登録をした翌月10日までにご連絡ください。**

身体障害者等減免制度について

申請期限 **納期限の5日前**

※開庁日の場合
翌営業日

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方で、一定の条件を満たす場合は、申請により自動車税の減免を受けることができます。

なお、車を乗り換えた場合、減免は自動継続されません。再申請が必要です。

詳細は、自動車税課までお問い合わせいただくか、右記QRコードをご覧ください。 [▶▶](#)



納付方法・納付場所について

eL-QRのキャッシュレス納付なら、いつでもどこでも簡単便利に納付できます。

なお、納税証明書や領収書が必要な場合は、④の方法で納付してください。

- ① **スマートフォン決済アプリ** …… ご自身で納税通知書のeL-QRを読み取って納付。
読み取り対応アプリは、地方税お支払サイトの「よくある質問」をご確認ください。
利用方法・支払方法等の詳細は各アプリ事業者のホームページ等でご確認ください
- ② **地方税お支払サイト** …… **クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)**等を利用できます。※クレジットカードは別途システム利用料が必要。
詳細はこちら (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>) ……▶▶
- ③ **Pay-easy(ペイジー)** …… 対応する金融機関ATMやインターネットバンキングで納付。
- ④ **現金** …… 金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、MMK設置店の窓口またはレジ、香川県県税事務所(高松市松島町一丁目17番28号)の窓口で納付。
お取り扱い金融機関等は納税通知書の裏面をご確認ください。
- ⑤ **口座振替(※)** …… **今年度の新規でのご利用はできません。(令和7年度分の受付は終了)**
※上記②でご利用できる口座振替(ダイレクト方式)と異なり、毎年口座から自動引落されます。



令和8年度から新規で上記⑤の口座振替をご希望の場合

事前にお申し込みが必要です。口座振替をご希望の場合は **【令和8年2月末まで】** に、口座(本人名義に限る)のある県内の金融機関(※)に、預金通帳と届出印をご持参のうえ、お申し込みください。

なお、自動車を複数台所有している場合、**すべての自動車(軽自動車を除く)が口座振替となります。**

また、口座の変更や口座振替の停止をご希望の場合も、金融機関でお手続きをお願いします。

※ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行及び商工中金を除く。

※百十四銀行及びみずほ銀行は、県外支店も可

継続検査用(車検用)の納税証明書について

車検時に継続検査用(車検用)の**納税証明書は、原則不要です(※)**。

ただし、**納付後すぐ(概ね2週間以内)に車検を受ける場合は、納税証明書(納税通知書下部の右端)の提示が必要**となりますので、現金での納付(上記④の方法)をお願いします。

※運輸支局のシステムにより、電子データで、各都道府県での納税状況等を確認しています。(全国共通)

10月からは、減免等により納付が不要な車も含め、インターネット上で本県の自動車税の納税状況(車検の受検可否)を確認できるシステムも開設予定です。

納税通知書の送付先(納税者の氏名・住所)に変更がある場合

納税者の氏名・住所に変更がある場合、同封のはがきにご記入のうえ返送してください。

なお、電子申請(右記QRコードを読み取り)(※)でも申請を受け付けています。……………▶▶

※パソコンから申請する場合は、インターネットで「【香川県】電子申請・届出メニュー」を検索のうえ

①「手続き申込」画面 → ②手続名「納税者住所等変更届(自動車税)」を選択 の順でご申請ください。



お問い合わせ先(8:30~17:15 土日、祝日除く)

香川県県税事務所 高松市松島町一丁目17番28号 香川県高松合同庁舎内

○自動車税の課税・身障減免に関すること(自動車税課(松島町))

TEL: 087-806-0314

○自動車税の納付・還付に関すること(総務課管理担当)

TEL: 087-806-0304、0305

○自動車登録時の事務に関すること(自動車税課(鬼無町))

TEL: 087-881-3858

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※記載内容に変更あり

C14

郵便はがき

切手を貼って
投函して下さい

760-8790

225

香川県高松市松島町一丁目17番28号

香川県県税事務所自動車税課
行

納税通知書の送付先に変更がある方へ(個人のみ)

自動車税(種別割)納税通知書の送付先(納税義務者ご本人の氏名・住所)に変更がある場合、右下の二次元コードから申請をお願いします。

○裏面の【注意事項】も併せてご確認ください。

○このハガキを返送いただく方法でも申請できます。

※パソコンで申請される場合は、インターネットで「【香川県】電子申請・届出メニュー」を検索し手続名「納税者住所等変更届(自動車税)」からご利用いただけます。



本申請に関わらず、車検証の住所・氏名等に変更・訂正がある場合(名義変更を含む。)は、**香川運輸支局(050-5540-2075)で手続きが必要**です。

お問い合わせ先 香川県県税事務所 自動車税課 (087-806-0314)

既に車検証の内容を変更している場合は申請不要

自動車の情報

※複数台自動車をお持ちの場合は代表の1台のみ記入ください

登録番号 (ナンバー)	いずれかに丸			ひらがな			
	香(川)						
	高松	軽自動車及び自動二輪、県外ナンバー等は対象外					
車台番号	車検証に記載の下4ケタを記入 【記入例】「ABC-123456」→「3456」						

納税義務者(申請者)の情報

※法人は本申請をご利用いただけません

フリガナ			旧 姓
氏 名			
	※異体字は車検証上の表記を優先する場合があります		
前の住所	〒 -		
新しい住所	〒 -		☐ 住所の変更なし
	※マンション等にお住まいの方は、必ずマンション名・部屋番号をご記入ください		
電話番号	- -		

【注意事項】

- 軽自動車及び自動二輪、県外ナンバー等は対象外です。
(所管する市町村の税務担当課または都道府県税事務所までご連絡ください。)
- 本申請では納税義務者の変更(名義変更等)はできません。
- お持ちの自動車全ての送付先が新住所等に変更されます。
- 申請内容は、次年度以降の納税通知書から反映されます。

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

香川県県税事務所

〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号
自動車税課(課税・身障減免に関すること)

TEL(087)806-0314

FAX(087)833-2388

総務課(納付・還付に関すること)

TEL(087)806-0304

TEL(087)806-0305

不動産取得税について

(令和7年4月1日現在)

Ⅰ. 不動産取得税の課税について

不動産取得税は、土地や家屋を売買・贈与・交換・新築・増築・改築などによって取得した方に、その「取得」について1回限り課税されます。その取得が有償か無償か、または登記をしているか否かは問いません。ただし、相続などの形式的な所有権の移転による不動産の取得などには課税されません。

なお、不動産を取得した時は、取得の日から60日以内に不動産取得申告書を県税事務所へ提出してください。(ただし、当該不動産の登記を行った場合は、取得についての申告は必要ありません。)

Ⅱ. 不動産取得税の軽減について

次の1～5について不動産取得税の軽減を受けるためには、申告する必要があります。詳しいことは県税事務所へお問い合わせください。

1. 住宅の価格控除

次の要件に該当する住宅(玄関・台所・風呂・便所の4要件を満たすもの)については、住宅の価格(評価額)から下表に定める一定額が控除されます。

区 分	要 件	控除額	提出書類
新築、増・改築 又は新築未使用 住宅(建売住宅・ マンション等)の 購入	床面積(増・改築の場合は、増・改築後の全体面積) 50㎡(40㎡)以上240㎡以下 ※()内は戸建以外の貸家住宅の場合	1戸につき1,200万円	○不動産取得申告書 ○間取図(注1)
	次の1、2の全てに該当するもの【長期優良住宅】 (H21.6.4からR8.3.31までの間に取得した場合に限る) 1 上記床面積の要件を満たし、新築であるもの 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定により行政庁の認定を受けたもの	1戸につき1,300万円	○不動産取得申告書 ○間取図(注1) ○長期優良住宅認定通知書の写し
耐震基準適合 既存住宅の取得	次の1、2、3の全てに該当するもの 1 床面積…50㎡以上240㎡以下 2 取得者が自己の居住の用に供すること 3 昭和56年新耐震基準に適合すること(次のいずれかに該当すること) ア 登記簿上の新築年月日がS57.1.1以降であること イ 登記簿上の新築年月日がS56.12.31以前の場合 は、建築士等によりS56年の新耐震基準に適合していることが取得前に証明された住宅	新築年月日 S48.1.1～S50.12.31 230万円 S51.1.1～S56.6.30 350万円 S56.7.1～S60.6.30 420万円 S60.7.1～H元.3.31 450万円 H元.4.1～H9.3.31 1,000万円 H9.4.1～ 1,200万円	○不動産取得申告書 ○住宅の登記事項証明書(全部事項)の写し ○間取図(注1) ○住民票(登記記載住所と建物所在地が異なる場合)(注2) ○建築士等の証明(3イの場合)

2. 住宅用土地の税の減額

住宅用土地については、当該土地の住宅が上記「1. 住宅の価格控除」の要件に該当しており、かつ、次の要件に該当している場合には、土地の税額から下表に定める一定額が減額されます。

区 分	要 件	減額される額	提出書類
新築住宅用土地	次のいずれかに該当するもの 1 土地を取得した日から3年以内に住宅が新築された場合※ 2 土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を新築していた場合 3 土地付新築未使用住宅を新築後1年以内に取得した場合 4 土地付新築未使用住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合 ※ 土地取得者が、その土地を継続して所有している場合、又は住宅の新築がその土地の取得者から土地を取得した者により行われる場合であること。	次のいずれか高い方の額 (1) 45,000円 (2) 土地1㎡当たりの評価額×1/2×住宅の床面積の2倍(1戸につき最高200㎡)×3/100	○不動産取得申告書 ○住宅の登記事項証明書(全部事項)の写し ○間取図(注1) ○住民票(4の場合で登記記載住所と建物所在地が異なる場合)(注2)
耐震基準適合 既存住宅用土地	次のいずれかに該当するもの 1 土地取得者が土地を取得した日から1年以内に住宅を取得した場合 2 土地取得者が土地を取得した日前1年以内に住宅を取得していた場合		耐震基準適合既存住宅の取得申告と兼用

(注1) 間取図は、併用住宅、共同住宅、二世帯住宅、増築(既存部分を含めたもの)の場合に必要です。

(注2) マイナナンバーの記載がないものに限りです。

(注3) このチラシは令和7年4月1日現在の内容となっています。不動産の取得の時期によって減額の制度が異なりますので、詳しくは裏面の県税事務所にご確認ください。

3. 耐震基準不適合既存住宅等の取得に対する減額

個人が耐震基準不適合住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところの証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供するとともに県に不動産取得申告書を提出した場合や、買取再販売事業者が中古住宅を買取りし、2年以内に住宅性能の一定の向上を図るための工事を行った後に再販売するなどの一定の要件を満たした場合は、一定額が減額されます。

4. 過疎地域等における課税免除

過疎地域及び離島地域において、取得価格などの一定の要件を満たした製造業等の用に供する不動産を取得したとき（詳細は、<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/10392/uuuguusoti20240717.pdf>を参照）

区 分	該当する地域名	業 種
過疎地域	東かがわ市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町（旧綾上町）、琴平町、まんのう町、観音寺市（旧豊浜町）、さぬき市（旧津田町・旧大川町）、三豊市（旧詫間町・旧仁尾町・旧財田町）（詳細要件があります。）	製造業、旅館業等
離島地域	直島諸島、小豆島、塩飽諸島、伊吹島、大島（詳細要件があります。）	

5. その他の軽減等

- (1) 不動産が天災その他の災害により滅失又は損壊したため、これに代わる不動産を取得したとき
- (2) 土地区画整理事業の施行に伴い移転した家屋の代わりに家屋を取得したとき
- (3) 自治会の公民館等を取得したとき
- (4) 公共事業により収用された不動産の代わりに不動産を取得したとき
- (5) 取り壊しを前提とした家屋の取得で、取得後使用することなく直ちに取り壊したとき
で一定の要件を満たした場合
上記(1)～(3)に該当し、減免の申請をする場合には、納期限の5日前までにしなければなりません。

6. 宅地等を取得した場合

平成9年1月1日から令和9年3月31日までの間に宅地評価土地を取得した場合には、課税標準額が価格の2分の1となります。

Ⅲ. 税額の計算方法について

不動産取得税の税額は、次の算式で計算されます。

$$\frac{\text{（不動産の価格－控除額）}}{\text{課税標準となるべき額（1,000円未満切り捨て）}} \times \text{税率} - \text{（減額される額）} = \frac{\text{税額}}{\text{（100円未満切り捨て）}}$$

1. 不動産の価格

- (1) 土地や家屋を売買・贈与・交換等により取得したとき・・・・・・市・町の固定資産課税台帳に登録されている価格
 - (2) 家屋を新築・増築・改築により取得したとき
 - (3) 地目の変換などがある土地を取得したとき
- ※ ・不動産の価格は、売買や競売による買入れ価格や建築工事費などとは直接関係ありません。
・新築家屋の場合、不動産の価格は固定資産税の価格と異なります。これは、不動産取得税の価格は取得時の評価額で、固定資産税の価格は取得時の翌年の1月1日現在での評価額であるため、経年減点補正を行うことによるものです。

2. 免税点

課税標準となるべき額が次のような場合には、不動産取得税は課税されません。しかし、これらは控除額ではありませんので、これらの額以上の場合には、全額が課税対象となります。

区 分		免税点
土 地 の 取 得		10万円未満
家屋の取得 (1戸につき)	新築・増築・改築	23万円未満
	売買・交換・贈与等	12万円未満

3. 税率

住宅及び土地 3%（平成18年4月1日から令和9年3月31日までの取得について）
住宅以外の家屋 4%

Ⅳ. 詳細についてのお問い合わせは

◎香川県県税事務所不動産取得税課 ☎(087)806-0312・0313 〒760-0068 高松市松島町1丁目17-28
◎香 川 県 税 務 課 ☎(087)832-3066 〒760-8570 高松市番町4丁目1-10

不動産取得申告書は、香川県庁ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「県内・総合情報を見る」－「組織部署」－「総務部税務課」－「県税のページ」－「申請用紙等」の「不動産取得税」をクリックした箇所に掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。

不動産取得税のご案内

県税の納付につきましては、いつもご協力いただきありがとうございます。

さて、このたびお送りいたしました不動産取得税の納税通知書は、不動産（土地・家屋）を取得された方に対してのものです。

○ 不動産取得税とは

不動産取得税とは、土地・家屋を有償・無償の別、取得の理由を問わず、売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などによって取得した方に、土地・家屋それぞれについて課税される県税です。

○ 税額の計算方法

住宅及び土地の場合

家屋や土地の価格（評価額）× 3 %（税率）＝税額

住宅以外の家屋の場合

家屋の価格（評価額）× 4 %（税率）＝税額

税額を計算する場合の家屋や土地の価格は、実際の購入代金や建築工事費ではなく、総務大臣が定める固定資産評価基準によって評価された価格によります。

なお、宅地等を令和 9 年 3 月 31 日までに取得された場合については、特例措置として以下の計算となります。

土地の価格（評価額）× 1 / 2（特例措置）× 3 %（税率）＝税額

○ 軽減制度

一定の住宅や住宅用土地を取得したときには軽減される場合があります。

詳しくは、同封の「不動産取得税について」をご覧ください。

○ 納付方法等

【キャッシュレスでの納付方法】

※キャッシュレス納付については、領収書が発行されません。

①スマートフォン決済アプリ

対応するスマートフォン決済アプリを利用し、表面の eL-QR を読み取ることで、納付することができます。eL-QR に対応するスマートフォン決済アプリについては、地方税お支払いサイトの「よくあるご質問」をご確認ください。

②地方税お支払サイト

地方税お支払サイトのホームページからクレジットカード（手数料別途必要）やインターネットバンキング等を利用して納付することができます。

詳しくは「地方税お支払サイト」で検索してください。

③Pay-easy（ペイジー）

Pay-easy が利用できない金融機関もありますので、各金融機関に確認してください。

【現金での納付】

①金融機関・香川県県税事務所

②全国のコンビニエンスストア

③MMK 設置店

②、③で利用できるのは、バーコード印刷があるものに限ります。

【注意事項】

納期限から約 2 週間を経過した場合は金融機関の窓口以外ではお取り扱いできません。金融機関の窓口をご利用ください。

なお、納付方法について不明な点がある場合は、香川県ホームページ＞組織から探す＞税務課＞県税のページ＞県税の概要／納税の窓口・県税相談から、「県税の納付場所・便利な納付方法」をご覧ください。

